

契 約 書 (案)

広島市水道局（以下「発注者」という。）と、〇〇（以下「受注者」という。）とは、広島市水道局高陽浄水場における太陽光発電設備導入事業（P P A）（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、広島市水道局高陽浄水場（以下「対象施設」という。）に太陽光発電設備を導入し、運転管理及び維持管理等を行いながら、発電した電力を需要に応じて対象施設に供給し、発注者は受注者にその対価（以下「電力料金」という。）を支払うものとする。
- 2 発注者及び受注者は、本契約書に基づき、仕様書等（別添の仕様書、企画提案書及び公募型プロポーザルに関する質問の回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び仕様書等を内容とする電力供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 3 本契約書に定める承諾、通知、承認、請求、申出、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 7 本契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

（公共性の認識等）

第2条 受注者は、本契約の履行に当たっては、本事業の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、これを行わなければならない。

（設置場所）

第3条 太陽光発電設備及び付帯設備（事業者提案により設置する設備を含む。以下「本設備」という。）の設置場所は契約書別紙1のとおりとする。

（契約単価）

第4条 電力料金の契約単価は、次のとおりとする。

契約単価	●●. ●●円/kWh（消費税及び地方消費税を除く。）
------	-----------------------------

（契約期間）

第5条 契約期間は、令和8年●月●日から令和30年3月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（事業期間）

第6条 事業期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事期間：令和8年●月●日から令和9年3月31日まで
- (2) 供給期間：令和9年4月1日から令和29年3月31日まで
- (3) 撤去期間：令和29年4月1日から令和30年3月31日まで

（契約保証金）

第7条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(経費等の負担)

第8条 本契約の履行に必要な経費等は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(法令の遵守)

第10条 受注者は、本契約を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負う。

(総括責任者)

第11条 受注者は、次に掲げる事項について受注者を代理する本事業の総括責任者を選任し、発注者に届け出なければならない。その者を変更したときも同様とする。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 本契約に定めのない事項に係る承諾
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 総括責任者は、本契約に定められた事業の目的及び内容を十分に理解して、その職務の執行に当たらなければならない。

3 発注者は、本契約の履行に関する発注者としての注文、指示等を受注者又は受注者の選任した総括責任者に対して行うものとする。

(電力供給)

第12条 受注者は、対象施設への電力供給の安定に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者と協議の上、電力供給の停止又は利用制限を行うことができる。

- (1) 設備の保守及び保全に必要な場合
- (2) 設備に故障が生じたか、生じるおそれがある場合
- (3) その他受注者が、保安上問題があると認めた場合

2 受注者の都合により、電力供給量が著しく減少した場合、受注者は、これによって発注者が受けた損害について賠償の責任を負う。なお、天候不良やその他不可抗力による場合はこの限りではない。

3 第1項の協議により、電力供給の停止又は利用制限をする場合は、事業期間の変更について発注者と受注者で協議することができる。

(電力使用量の計量及び検査)

第13条 毎月の電力量の計量日は毎月の月末日とし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより電力使用量を計量し月間報告書を提出するとともに、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

2 計量する電力使用量の単位は1kWhとし、その端数は小数点第一位で四捨五入する。

3 電力量計又は遠隔監視装置の故障及び保守等により電力使用量を正しく計量できなかった場合には、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(電力料金の算定)

第14条 発注者は、対象施設に供給された月の電力使用量に契約単価を乗じた額から、以下の算定方式によって算出した額を差し引いた金額に、当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)を受注者に支払う。

算定方式	補助金額〔円〕÷20〔年〕÷12〔月〕 〔端数については、小数点第一位を切り上げし、事業期間中に差し引いた〕 〔金額と補助金額が一致するように、最終支払時に調整するものとする。〕
------	---

- 2 広島市水道局高陽浄水場における太陽光発電設備導入事業（P P A）基本協定書及び企画提案書に基づき、受注者が申請すべき補助事業について、受注者の責めに帰すべき事由により交付決定がされなかった場合、前項の算定方式の「補助金額」とあるのは、当該補助事業における「補助上限額」と読み替えるものとする。
- 3 契約単価には、本設備の設置、運用、運転管理、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- 4 本設備を試験的に運転する場合、設置する設備で供給された電力については、供給期間が開始する日の前日までは、電力料金は発生しないものとする。

（電力料金の支払及び遅延利息）

第15条 受注者は、第13条第1項に定める検査後速やかに前条により算定した電力料金を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、支払期日までに電力料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（本設備の帰属と租税の負担）

第16条 発注者と受注者とは、事業期間中、本設備は建物に付合することのない独立の動産であり、本設備の所有権が受注者に帰属することを確認する。

- 2 受注者は、本設備に課税される公租公課を負担し、期限までに支払うものとする。

（設備の管理）

第17条 受注者は、設備を適正に運用できるよう、定期点検等の保守及び保全の一切を行い、本設備が故障した場合、速やかに本設備を適正に運用できる状態に回復させるものとし、本設備の保守、保全及び補修に関する費用は、受注者が負担するものとする。

- 2 受注者は、本設備の保守・保全のため、発注者の事前の承諾を得て、必要な範囲で発注者の敷地・建物に立ち入ることができるものとする。
- 3 受注者は、点検、調整等により常に安全な状態で電力の供給を行うとともに、善良なる管理者として対象施設を使用し、発注者に支障を生じさせないものとする。
- 4 発注者は、受注者による本設備の点検及び保守に協力するものとし、本設備に異常を発見した場合は、速やかに受注者に連絡するものとする。なお、発注者は本設備の不具合の有無を点検及び確認する義務を一切負わないものとする。
- 5 本設備の故障が、発注者の故意又は過失を原因とする場合は、修繕に要する費用は発注者の負担とする。また、受注者又は第三者の故意又は過失を原因とする場合は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、本設備の設置及び運用・保守管理に当たり事故が発生したときは、直ちに応急措置を取るとともに、発注者に報告しなければならない。また、受注者は報告後、速やかに適切な措置を取るとともに、再発防止の措置をとり、その旨を発注者に報告しなければならない。
- 7 受注者は、発注者及び対象施設の電気主任技術者と、電気主任技術者の業務に係る責任分界点、保全の内容を協議し、適切な維持管理に努めなければならない。

(委任等)

第18条 受注者は、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下これらを「再委託」という。）ができる。

2 前項の場合において、緊急の場合を除き、受注者はあらかじめ発注者に対し、再委託する相手及び内容について通知し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、前2項の規定にのっとり、事業の一部を第三者に再委託する場合は、再委託契約等（事業の全部又は一部について締結される再委託の契約をいい、当該全部又は一部の事業に係る再委託の契約が数次にわたる場合は、それぞれの再委託の契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

(1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

(3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

4 受注者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（事業を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（再委託契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、前4項の規定にのっとり、自ら再委託先（再委託契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって再委託先が定められたときは、直ちに、うべの再委託先の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

(本設備の一時撤去に係る取決め)

第19条 受注者は、発注者から対象施設の改修工事等に伴い、本設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置の求めがあった場合は応じるものとする。その際、本設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、発注者の費用負担とする。

2 移設等に伴う本設備の供給期間中の停止期間に関しては、発注者は受注者に対して売電収入補償は行わないものとするが、供給期間には含まないこととし、事業期間の変更について発注者と受注者で協議することができる。

(対象施設の移譲等)

第20条 発注者が、事業期間中に対象施設の移譲や売却等（以下これらを「移譲等」という。）を行う場合は、同等の条件でP P A事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて本

設備を移設する他の施設を提示し、移設費用の全部を負担する。また、移設後の契約条件については発注者と受注者で協議の上で定める。

(本設備の消費電力等に係る費用)

第21条 受注者が事業期間中に、対象施設から電気、ガス、水道等（以下「電力等」という。）の供給を受ける場合は有償とし、事前に発注者と協議した上で、計量法に基づく検定を受けた電力量計等を設置しなければならない。

2 受注者は前項の規定により電力等を使用した場合、発注者に使用量を報告した上で、電力等の料金を支払うこととする。

(臨機の措置)

第22条 受注者は、設備の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が本契約の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(契約の履行遅延、不履行に起因する電力供給の停止)

第23条 発注者が本契約に違反したとき、受注者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、受注者は発注者に対し書面による通知の上、電力供給を停止又は発注者に電力供給に係る電力の使用の停止を要請することができる。

2 前項の規定により、電力供給を停止する場合は、事業期間の変更について発注者と受注者で協議することができる。

3 第1項に基づき電力供給を停止した場合、その理由となった事実が解消されたとき受注者は速やかに電力供給を再開する。

(本設備損傷への対応)

第24条 受注者は、事業期間中、本設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する本設備の損傷等又は発注者若しくは第三者への損害賠償に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（若しくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、当該保険証券の写しを発注者に提出するものとする。

2 受注者は、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が補償責任を負い、受注者の責任において速やかに対応するものとする。受注者が責任を負うべき事項で、発注者が責任を負うべき合理的理由があるものや分担が決定していないものについては、別途協議を行う。

3 事業期間中に、対象施設に浸水等が生じた場合には、受注者は原因究明に協力する。浸水等が受注者による設備設置に起因する場合には、受注者の負担により速やかに修復する。ただし、設置工事の期間中において、工事实施中に対象施設に新たな浸水等が生じた場合は、原因が受注者による設備設置に起因するものとみなし、受注者の責任及び負担で必要な措置を取るものとする。

(禁止事項)

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 対象施設の現状を変更すること。
 - (2) 対象施設に本設備以外の物を設置すること。
 - (3) 対象施設において、発注者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (4) 対象施設を本事業の目的以外の用途に使用し、又は、対象施設を公序良俗に反し若しくは発注者が不相当と認める目的に使用すること。
- 2 発注者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に受注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 本設備に対して影となる障害物を設置する等、受注者による発電電力量の減少につながるものが想定される行為を行うこと。
 - (2) 本設備に第三者を立ち入らせること。

(発注者の任意解除権)

第26条 発注者は、本事業が完了するまでの間、第27条、第28条及び第30条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、第41条の規定によるものを除く。

(発注者の催告による解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 令和9年4月1日までに対象施設への電力供給が開始されないとき又は同日までに電力供給が開始される見込みがないと認められるとき。
- (2) 本契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 電力供給量が著しく減少したとき（天候不良の場合を除く。）。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定に違反し、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させたとき。
- (2) 電力を供給することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部が履行不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条による催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (9) 暴力団、暴力団員等又は暴力団等経営支配人等に、本契約により生じる権利又は義務を譲渡し、

又は承継させたとき。

(10) 第32条又は第33条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の解除権の行使による違約金）

第29条 受注者は、第27条各号及び第28条各号に定める場合において、受注者の責めに帰すべき事由で契約を解除されたとき又は次の各号に掲げる者が本契約を解除したときは、第14条第1項に基づき算定した年間の電力料金（電力使用量については、企画提案書で提案のあった太陽光発電電力量のうち、最も太陽光発電電力量が大きい期間の量で算定する。）の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合行為等による解除権）

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、本契約に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 本契約に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他本契約に関して、受注者が第1号又は前号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) 本契約に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項に基づき算定した年間の電力料金（電力使用量については、企画提案書で提案のあった太陽光発電電力量のうち、最も太陽光発電電力量が大きい期間の量で算定する。）の20パーセント（前項第4号の場合にあっては、10パーセ

ント)に相当する額を、損害金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。本契約の解除後、又は終了後においても、同様とする。

- 3 前項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第27条各号又は第28条各号に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第27条及び第28条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第32条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項による本契約解除の場合、受注者は発注者に対し、書面による通知の上電力供給を中止する。

(受注者の催告によらない解除権)

第33条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能になったときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 2 前項による本契約解除の場合、受注者は発注者に対し、書面による通知の上電力供給を中止する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第34条 前2条に定める場合が、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求)

第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に契約の全部又は一部を履行されなかったとき。
- (2) 第27条各号又は第28条の事由に該当し、解除されたとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき。

- 2 受注者が、第29条第1項の規定により違約金を支払う場合において、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、発注者に生じた実際の損害額から同条に規定する違約金の額を控除した額とする。

- 3 第1項各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

(受注者の損害賠償請求)

第36条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第26条、第32条又は第33条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。ただし、第41条の規定によるものを除く。

(契約解除後の電力料金の支払及び遅延利息)

第37条 受注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、同月の計量日時から契約を解除した日までに使用した同月の電力使用量について発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格した部分に相

応する電力料金を受注者に支払うものとする。

3 前項の支払は、第15条に従うものとする。

(契約終了時の設備の取扱い)

第38条 供給期間終了後、受注者は建物から本設備の一切を撤去し、建物を原状に回復したうえで発注者に明け渡すものとする。

2 受注者は、設備の撤去に際し、発注者に対し、撤去に関する費用、その他の財産上の請求を行わないものとする。また、受注者は、発注者に対し、本設備の買取請求も行わないものとする。

3 受注者は、供給期間終了時まで本設備の撤去に要する費用を発注者が支払う電力料金等から積み立てる。

4 撤去した設備については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）（令和6年）」の内容に従って適切に処理することとする。また、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこととする。

5 供給終了日の1年前までに、本契約終了時の本設備の取り扱いについて、発注者から受注者に対して何らかの申し出があった場合には、発注者と受注者が協議し、合意内容に従って設備を取り扱うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第39条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電力供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電力供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電力供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電力供給に関する協議を行うものとする。

6 第3項又は前項の協議により、本設備を一時的に運転停止することとなった場合の売電収入補償及び事業期間の取扱いについては、第19条第2項の規定を準用する。

(守秘義務)

第40条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

3 受注者は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、契約書別紙2「個人情報取扱特記事項」に規定する事項を遵守するものとする。

(特約事項)

第41条 第14条の規定により発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降の予算が減額・削除された場合には、発注者は本契約の変更・解除することができる。

2 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第42条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市水道局

代表者 広島市水道事業管理者 梶原 茂

受注者

全体配置図

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち

出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。